

広告の方法及び内容に関する規制について

広告の方法及び内容に関する基準

◆法第6条の5第4項（病院、診療所）

○第1項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しなければならない。

◆法第6条の7第3項（助産所）

○第1項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しなければならない。

◆医療法施行規則第42条の3

【現行規定】

◎法第69条第2項及び第71条第2項の規定による広告の方法及び内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 提供する医療の内容が他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 2 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。

【改正案】

◎法第6条の5第4項及び第6条の7第3項の規定による広告の方法及び内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 2 誇大な広告を行ってはならないこと。
- 3 客観的事実であることを証明できない内容の広告を行ってはならないこと。
- 4 公序良俗に反する内容の広告を行ってはならないこと。